

令和4：11.17 参法 仁比聰平（共産）

問4 裁判所職員の精神疾患による長期病休取得者数の推移  
及びそれについての受け止めを問う。

答 裁判所の書記官、家裁調査官、事務官について、平成30年から令和4年までの各年の特定の時点で精神疾患により90日以上の長期病休を取得していた者の数は、順次、90人、87人、105人、86人、123人である。

令和4年については、確かにそれまでよりもやや高い数字となっているものの、年によって波があるところでもあり、引き続き状況を注視してまいりたい。

裁判所としては、これまでも、すべての職員が心身ともに健康で職務に精励できるよう職員の健康保持に取り組んできたところではあるが、メンタルヘルス対策を含め、引き続き、職員の健康保持に向けた取組を進めてまいりたい。